

有料道路の料金を変更するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき、第二阪奈有料道路の料金徴収について次のとおり公告する。

平成26年3月31日

奈良県道路公社理事長 稲 山 一 八

1 料金の徴収区間 大阪府東大阪市西石切町から奈良県奈良市宝来町まで

2 料金の額 別表のとおり

別表 料金の額

（第1区間）

（通行1台1回につき単位：円）

大阪府東大阪市西石切町から 奈良県生駒市壱分町まで	車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
	料金	510	620	720	1,030	1,700

（第2区間）

奈良県生駒市壱分町から 奈良県奈良市宝来町まで	車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
	料金	210	260	310	410	720

（全区間）

大阪府東大阪市西石切町から 奈良県奈良市宝来町まで	車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
	料金	670	820	980	1,390	2,370

（注）料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

3 料金の変更日 平成26年4月1日